

議案第12号

佐野市職員の育児休業等に関する条例及び佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正について

佐野市職員の育児休業等に関する条例及び佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市職員の育児休業等に関する条例及び佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(佐野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年佐野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

（佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年佐野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第12条の2 給与条例第17条の5の規定は、任期が6月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対す

る地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（規則で定める報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

附則第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）
- 2 佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例」に改める。

理 由

令和6年度より会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第12号参考資料

佐野市職員の育児休業等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第17条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第17条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p><u>佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、</p>	<p><u>佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、</p>

法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償について定めるものとする。

（報酬等の支払い）

第2条 報酬及び期末手当は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（期末手当）

第12条 給与条例第17条の2から第17条の4までの規定は、任期が6月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者等として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条の2第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（規則で定める報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

（新設）

法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償について定めるものとする。

（報酬等の支払い）

第2条 報酬、期末手当及び勤勉手当は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（期末手当）

第12条 給与条例第17条の2から第17条の4までの規定は、任期が6月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者等として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条の2第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（規則で定める報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

（勤勉手当）

第12条の2 給与条例第17条の5の規定は、任期が6月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（規則で定める報酬を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(支払の調整)</p> <p>2 既に支払った報酬及び期末手当において、その支払うべき額に増額の改定がなされたときは、その支払われた報酬及び期末手当は、当該改定による支払うべき報酬及び期末手当の内払とみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(支払の調整)</p> <p>2 既に支払った報酬、期末手当及び勤勉手当において、その支払うべき額に増額の改定がなされたときは、その支払われた報酬、期末手当及び勤勉手当は、当該改定による支払うべき報酬、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正案 新旧対照表

(附則第2項関係)

現 行	改 正 案
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年佐野市条例第41号）第6条及び第16条の規定により定める報酬の額（診療所医師である会計年度任用職員にあっては、基準月額に初任給調整手当に相当する額は、加算しない。）に限る。）の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年佐野市条例第41号）第6条及び第16条の規定により定める報酬の額（診療所医師である会計年度任用職員にあっては、基準月額に初任給調整手当に相当する額は、加算しない。）に限る。）の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>